

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(6月分)

■令和7年6月1日～令和7年6月30日

令和7年6月30日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月4日	宅地建物取引業法のクーリング・オフ制度について改正を求める意見書	クレジット・リース被害対策弁護団 代表弁護士 葛田勲	宅地建物取引業法37条の2を次のように改正することを求める。 1 同条1項2号(「申込者等が、当該宅地又は建物の引渡しを受け、かつ、その代金の全部を支払ったときはクーリング・オフを行うことはできないとするもの」を削除すること。 2 いわゆるクーリング・オフ妨害があった場合の規定を設けること。 3 宅地建物取引業者が「売主」となる場合に加え、「買主」となる売買契約についても同条の対象とし、売渡しの申込みをした者又は売買契約を締結した売主がクーリング・オフを行うことができるようにすること。
6月16日	特定商取引に関する法律の改正を求める会長声明	山口県弁護士会 会長 浜崎大輔	当会は、国に対し、特定商取引に関する法律(以下「特商法」という。)について、以下の内容を含む抜本的な法改正を行うことを求める。 1 訪問販売・電話勧誘販売 (1)勧誘拒否者に対する訪問販売の規制 家の門戸に「訪問販売お断り」と記載された貼り紙を貼付するなど、あらかじめ訪問による勧誘行為を拒絶する意思を表明した場合、事業者は訪問による勧誘をしてはならないこと(ステッカー方式によるDo-Not-knock制度)を条文中明らかにすること。 (2)勧誘拒否者に対する電話勧誘販売の規制 電話による勧誘行為を拒絶する意思を有する消費者が電話番号をあらかじめ登録機関に登録した場合、登録された電話番号に事業者が電話勧誘することを禁止する制度(Do-Not-Call制度)を導入すること。 (3)訪問販売業者、電話勧誘販売業者の登録制 訪問販売及び電話勧誘販売を行う者は、国又は地方公共団体に登録しなければならないものとする。 2 通信販売 (1)インターネット勧誘取引に対する規制 通信販売業者がインターネットを通じて消費者を勧誘し(インターネット上での広告掲載により申込みを誘引する行為を含む。)、消費者が申込みを行い又は契約を締結する取引について、行政規制を設けるとともに、クーリング・オフ及び取消権等の民事規定を設けること。 (2)インターネット通信販売における継続的契約の中途解約権 インターネットを通じた通信販売による継続的契約について、消費者に中途解約権を認めること及び中途解約の場合の損害賠償額の上限を定めること。 (3)インターネット広告画面に関する規制 インターネット広告画面及び申込画面における人を誤認させる表示について具体例を挙げて禁止するとともに、誤認させる表示により誤認して申込みをした消費者に対し、その意思表示の取消権を付与すること。事業者に対し、広告画面、申込画面及び最終確認画面の保存・提供義務を負わせること。 3 連鎖販売取引 (1)連鎖販売業に対する開業規制 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の事前審査を経なければ連鎖販売業を営んではならないものとする開業規制を設けること。 (2)後出し型連鎖販売取引に対する規制 特定利益収受の契約条件を設けている事業者が、連鎖販売取引に加入させることを目的として特定負担に係る契約を締結させ、その後当該契約の相手方に対し特定利益を収受し得る取引に誘引する場合は、特商法の連鎖販売取引の拡張類型として規制が及ぶことを条文中明確にすること。

<食品表示関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月23日	食の安全に関する政策についての質問状	食の安全・監視市民委員会 共同代表 佐野真理子、山浦康明	食品添加物については、安全面に加えて、表示の不備などから消費者がしっかりと選択できなくなっている。食品添加物には、指定添加物(元々の食品添加物と新規指定添加物)、既存添加物(香料以外の天然添加物)、香料起源物質、一般飲食物添加物があるところ、既存添加物の安全性評価が進んでおらず、削除(消除)されないまま使われている。そこで、次の点について消費者庁・消費者委員会の見解を示されたい。 ①安全性評価をめぐっては、厚生労働省・消費者庁は予算を拡大することなくサボタージュしている。食品添加物については、濃厚な試料を用いてしっかりと動物実験を行い、安全性の評価をすべきである。10万人規模の「エコチル評価」(妊婦と赤ちゃんの臍帯血検査)は行われているものの、その成果ははっきりと示されていない。欧州のコホート調査(ある社会集団の健康を長期間にわたり調べるもの)のデータを重視して消費者への悪影響を確認する必要がある。 ②食品表示を所管する消費者庁の活動は、企業よりで、消費者の選択権を尊重していない。食品添加物の表示にも多くの問題がある。消費者が避けるために知る必要がある物質名が隠されてしまう、「一括名、類別名」でよしとされる場合が多くある。消費者が物質名により食品添加物を避けることができるようにすべきである。 ③既存添加物は指定添加物にした上で、安全性評価を早急に進め、消除も行うべきである。30年も過ぎた既存添加物制度は廃止すべきである。 ④まずは発がん性が問題となる「赤色3号」などタール系色素の安全性評価を詳しく見直すべきである。

<地方消費者行政:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月9日	消費生活相談体制をはじめとする地方消費者行政の維持・強化を求める意見書	第二東京弁護士会 会長 福島正義	1. 国は、消費生活相談員の人件費に充てることを含む人材確保及び処遇改善に活用できるよう、地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限を延長し、少なくとも同交付金と同様に、消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の強力な財政支援を早急に措置すること。 2. 全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の刷新及び相談業務のデジタル化に伴う地方公共団体の設備導入及び運営の経費を、国において全額負担する措置を講ずること。 3. 地方消費者行政の事務のうち消費生活相談業務及び相談情報集約事務並びに適格消費者団体及び地域の消費者団体の育成、活動支援及び連携のための支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に係る事務であって国全体の水準を確保する必要があるものについては、地方財政法10条を改正し、その全部又は相当部分を国が恒常的に財政負担することを検討すること。

<公益通報者保護制度:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月6日	公益通報者保護法の一部を改正する法律案の成立にあたっての声明	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」が可決、成立したが、今回の改正では、前回改正から通報者保護の強化に向けた積み上げが行われたと受け止めている。また、附則9条の検討の時期について、当初案の「5年」から「3年」に改めることができたことは、大変有意義な改正と考える。 そのうえで、今後に向けては、衆議院・参議院の附帯決議に示されている事項の早急な具体化検討に着手されることを要望する。特に現実に行われている不利益取扱いの現状に鑑み、通報を理由とした不利益な配置転換についても罰則を設け、立証責任を事業者側に転換するよう、改めることが必要である。 加えて、通報しようとする事実の内容の正しさを証明するためには、必要な証拠資料の持ち出しをすることが必要である。通報のための資料収集・持出し行為が免責されるよう規定を設けるべきであること、そして公益通報者の探索行為についての罰則規定の導入など、公益通報者保護制度検討会報告書に記載された課題についても早急に検討する必要がある。 また、今回の公益通報者保護法の改正についてより広くより分かりやすい内容として周知を行うことを求める。
6月16日	公益通報者保護法の一部改正案の成立に際し(声明)	市民のための公益通報者保護法の抜本的改正を求める全国連絡会	2025年6月4日「公益通報者保護法の一部を改正する法律」(以下「本法律」という。)が第217回国会において成立した。 本法律では、公益通報を理由とする解雇及び懲戒処分を行った者への刑事罰の導入、立証責任の転換、体制整備義務の一部である従事者指定義務違反への刑事罰の導入、探索禁止の明文規定、通報妨害禁止の明文規定、フリーランスを保護すべき通報者に加えるなど、全体として公益通報者の保護に向け一歩前進させるものとして評価できる。 しかし、通報への報復的配置転換等に対する罰則が盛り込まれず、立証責任の転換の対象にも含められなかった点については、公益通報者保護の観点から重大な欠点である。また、公益通報のために必要な資料収集 持出行為に対する免責規定を設けるべきことについても国会で議論されながらも法改正に盛り込まれることはなかった。 加えて今般の法改正に先立つ消費者庁の公益通報者保護制度検討会に、公益通報・内部通報訴訟経験者の委員としての参加が無くヒアリングも実施されないなど、通報者の実情が十分に反映された法改正とは言い難い。 当連絡会としては、消費者庁が、公益通報・内部通報訴訟経験者や関係団体等と協力しつつ更なる実態調査を十分に実施し、公益通報関連の現場の状況の真の理解に努め、次なる検討においては、真に実効力ある法改正が実現するよう強く要望する。
6月23日	【参考送付】公益通報者保護法の一部を改正する法律の成立に対する会長声明	日本弁護士連合会 会長 洲上玲子	2025年6月4日、公益通報者保護法の一部を改正する法律が成立した。本改正には、公益通報を理由とする解雇及び懲戒処分に対する刑事罰の導入や、通報後1年以内の解雇又は懲戒について公益通報を理由としてされたものと推定する制度の導入など、本法の実効性を高めるために必要な内容が盛り込まれており、これらの点については高く評価するものである。民間事業者、国・地方自治体においては、本改正を踏まえ、実効的な公益通報者保護がなされるよう体制整備を行うことが急務である。 他方で、今回の改正においても、①配置転換や人事権行使としての降格について公益通報を理由としてされたものと推定する立証責任転換の規定、②公益通報をするために必要な資料収集や持出行為に対する民事・刑事上の免責規定、③解雇・懲戒処分以外の不利益取扱いに対する刑事罰の導入、④従事者指定義務以外の体制整備義務違反に対する是正命令及び同命令違反時の刑事罰の導入、及び⑤フリーランス以外の取引先事業者等を保護すべき「公益通報者」に加える規定等が盛り込まれておらず、公益通報者保護制度としてはいまだ不十分な内容であると言わざるを得ない。また、公益通報者に過度に負担が偏った状態を是正するため、補償制度や報奨金制度等、公益通報者の経済的負担を解消し、インセンティブを付与する制度を導入することの検討も必要である。 よって、当連合会は、施行後3年を目途として行われる見直しの際に、本改正に盛り込まれなかった上記の点について更に議論を深めた上で、これらを実現することを求める。

<その他:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
6月20日	共用空間での「香り演出」の自粛を求める意見書	カナリア・ネットワーク全国 共同代表 青山和子、深谷桂子	消費者庁は、関係事業者に向けて、共用空間での「香り演出」の問題点を周知し、事業の自粛を呼びかける必要があると考え、ここに意見書を提出する。 国会答弁により、香りなどで健康被害を受ける化学物質過敏症患者等は、障害者差別解消法の合理的配慮の対象となりうることが示されているが、近年、様々な人が利用する共用空間で、サービスと称し、アロマディフューザー等を用いた「香り演出」が増えている。最近の新聞記事によれば、物価高などにより個人向けの「室内用芳香・消臭剤」販売が伸び悩んでいる大手メーカーが、共用空間の設置場所を増やしていく、とあり、その対象施設として、ホテルや病院が例示されている。 自然物、人工物を問わず、香りは空気中にある化学物質で、有害なものもあれば、アレルギー症状を引き起こすものもある。片頭痛・喘息・化学物質過敏症等の患者、発達障がいによる感覚過敏者、抗がん剤治療者、妊婦等は、香りが引き金となって、頭痛、咳き込み、吐き気、意識障害などの健康被害を受けることもある。こうした人々は、香り演出された共用空間を無条件に安心して利用することができない。 香り演出をすることで、香りが社会的障壁（バリア）となり、共用空間を利用する機会が奪われる人々が生まれることは、共生社会実現を目指している障害者差別解消法の趣旨に反し、共用空間での香り演出というビジネス形態は、法律に抵触するものである。厚生労働省研究班の報告書では、化学物質過敏症状を訴える人の70%が、症状発現のきっかけが、柔軟剤等の香り（臭気）であり、生活衛生上、香料の使用は十分に考慮される必要があると考えられた、と結論づけている。
6月26日	【参考送付】国立がん研究センターのリーフレット「知ってください ヒトパピローマウイルス（HPV）と子宮頸がんのこと」の公開停止及び回収を求める要望書（再）	薬害オンブズパースン会議 事務局長 水口真寿美	国立研究開発法人国立がん研究センター（以下、「国立がん研究センター」）の設置するがん対策研究所が、2023年10月付で一般向けに公開したリーフレット「知ってください ヒトパピローマウイルス（HPV）と子宮頸がんのこと～あなたの未来のために今できること～」(以下、「本件リーフレット」)について、当会議は、2024年4月22日付の要請書によって、その記述に誤りが認められたことを広く広報するとともに、すでに配布された本件リーフレットを回収および公開の停止をするよう要請した。しかしながら、国立がん研究センターは、この要請書に対して何らの応答もせず、現在もなおその記述の誤りを訂正しないまま、本件リーフレットをウェブ上で公開し続けている。 HPVワクチンについては、2022年4月の積極的接種勧奨の再開後、2024年12月までに、少なくとも545名が、HPVワクチン接種後の症状の受け皿として指定された協力医療機関へ新たに受診を要するだけの体調不良を呈していることが国の研究班によって明らかにされており、とりわけ2024年9月から11月のわずか3ヶ月の間に149名に達する新規受診者が出現している。 国立がん研究センターはただちに本件リーフレットの公開を停止して回収を行い、誤った記載を公開し続けてきたことを広報するとともに、上記の通りHPVワクチン接種後に協力医療機関を受診する患者が急増しているという事実こそを社会に周知すべきである。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から13件の意見等が寄せられました(内訳：取引・契約関係:1件 公共料金関係:1件 その他:11件)。
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。